

## 第1回砂川市子ども・子育て会議会議録

と き 平成30年3月20日

ところ 市役所中会議室（3階）

◎開 会 午後15時25分

◎出席者 事務局 4名出席

委 員 7名出席・1名欠席

### 1. 開会

(課長)

若干早いのですが皆様お揃いですので会議を始めたいと思います。

皆様、本日は年度末の大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、第1回砂川市子ども・子育て会議を開催いたします。

### 2. 委嘱書交付

(課長)

開催にあたりまして委員の皆様方に委嘱書の交付を行いたいと思います。中村市民部長より、皆様の席の前に参りますので、お名前を呼ばれましたら、その場で御起立の上、委嘱書をお受取りいただきますようお願いいたします。

～市民部長より出席各委員に委嘱書交付～

(課長)

以上で委嘱書の交付を終了いたします。

### 3. 部長挨拶

(課長)

ここで開催にあたりまして、中村市民部長より、ご挨拶を申し上げます。

(部長)

改めまして、一言ご挨拶申し上げます。市民部長の中村でございます。まずもって、委員の皆様にはお忙しいところ委員の職をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。本会議につきましては、子ども子育て支援法に基づきまして、関係者による子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進に関しまして調査・審議するために設置されるものでございます。この後事務局から計画の点検などについてご説明をさせていた

できますので、専門的知識を有する皆様の忌憚のないご意見を頂戴しまして、よりよい子育て支援事業を展開していきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

#### **4. 自己紹介**

##### **(課長)**

ここで各委員の皆様から、簡単で結構でございますので、一言ずつ自己紹介いただければと思います。委嘱書交付の順番でお願いしたいと思います。

～各委員より自己紹介～

##### **(課長)**

委員の皆様、大変ありがとうございました。続きまして、砂川市より職員の自己紹介をさせていただきます。

～事務局より自己紹介～

##### **(課長)**

以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

#### **5. 砂川市子ども・子育て会議について**

##### **(課長)**

引き続きお手元の次第にのっとりまして進めて参りたいと思います。次第の5番目になりますが、砂川市子ども・子育て会議につきまして、事務局よりご説明をさせていただきますと思います。

##### **(事務局)**

前任期より、引き続き委員をお引き受けいただいている方もいらっしゃいますが、新たな方もいらっしゃいますので、改めてご説明申し上げます。

皆様にお配りしております資料「砂川市子ども・子育て会議設置要綱」をご覧ください。

はじめに、第1条の設置及び第2条の所掌事項ですが、本会議は、子ども・子育て支援法に則り、子育て支援を総合的かつ効果的に推進するため、特定教育・保育施設の利用定員の設定に関することや、支援事業計画に関すること、子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的推進などについて審議し、その結果を市長に提言することを目的として

設置したものであります。

委員については10人以内で組織するとされておりまして、お手元の委員名簿のとおり、1号委員から3号委員までの8名で構成しております。来年度以降については、平成32年度からの砂川市子ども・子育て支援事業計画を策定する目的で、広く市民の声を聞くため、4号委員として公募による市民委員2名を追加して委嘱することを想定しておりますが、今回の会議については、8名の体制で進めてまいります。委員の皆さまの任期につきましても、第4条に規定していますように、委嘱の日から2年間としております。

次に、会議の運営につきましても、第5条に規定していますように、本会議に会長及び副会長をそれぞれ一人ずつ置くこととし、会長につきましても委員の互選により、また、副会長につきましても、会長が指名することとしております。

また、第6条では、会議は会長が招集し、委員の過半数の出席により成立することとなっております。最後に、第7条及び第8条についてであります。子ども・子育て会議の庶務は、市民部社会福祉課において行うこととし、この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとしております。

それでは、会議設置の背景についてご説明いたします。国は平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定いたしました。これは、5年を一期として10年間の市町村行動計画策定を義務付け、次世代育成支援を進めるもので、当市におきましても、平成17年度から平成26年度までの砂川市次世代育成支援地域行動計画を策定し、進めてきたところです。

しかし、全国的に急速な少子化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子ども・子育て支援が質・量ともに不足、子育ての孤立化と負担感の増加などの課題があったことから、さらに、平成24年3月、国において「子ども・子育て新システムの基本制度について」が決定され、これに基づき子ども・子育て関連3法が成立しました。この3法の一つ、子ども・子育て支援法は、一般的に子ども・子育て支援システムとよばれる新たな子ども・子育て支援体系の基本的枠組みと、その主たる内容を規定する法律で、「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的とされています。

それらを踏まえ、国は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するための基本方針として、子ども・子育て支援事業計画を策定し、都道府県及び市町村におきましても、5年間、平成27～31年度を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。当市におきましても、平成25年、「砂川市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱」及び「砂川市子ども・子育て会議設置要綱」を制定し、庁内では計画策定推進委員会、ワーキンググループを立ち上げ、本子ども・子育て会議において6回にわたり審議し、平成27年3月に計画策定を終えており、平成27年度から子ども・子育て支

援事業計画に沿って施策を推進させているところです。

今後につきましては、本日委員も改選され、平成28年度の計画事業の進捗状況等を評価しながら、計画期間における子育て支援施策について皆様からのご意見を頂戴していきたいと考えております。以上でございます。

**(課長)**

ただ今子ども・子育て会議につきまして、設置要綱、そして設立の経過等についてご説明を申し上げましたけれど、ちょっと駆け足の説明になりましたが、ここまでで何か質問、ご質疑等ございますでしょうか。

## **6. 会長及び副会長選出**

**(課長)**

続きまして次第6番目になりますが、会長及び副会長の選出をさせていただきます。会議の設置要綱第5条の規定により、会長及び副会長の選出につきましては推薦等で行いますが、この度の会長選出につきましてですが、何か委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。

**(委員)**

事務局に一任します。

**(課長)**

それでは、事務局からということでご意見いただきましたので、事務局より提案をさせていただきたいと思っておりますけれども、事務局の案ですが、会長に、砂川市校長会の阿久津淳子様をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

**(全委員)**

はい。

**(課長)**

それでは、皆様に御賛同いただきましたので、会長には、阿久津様に決定させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

同じく副会長の選出を行いたいと思っておりますが、規則によりまして副会長につきましては、会長が指名することとなっておりますが、会長いかがいたしましょうか。

**(会長)**

初めてお会いする方々ですので、事務局に案がございましたらお願いいたします。

**(課長)**

事務局よりご提案をさせていただきたいのですけれども、事務局の案としましては、副会長には、前任期でも副会長をお引き受けいただいた砂川市民生児童委員協議会の瀬戸敏子様をお願いしたいと考えております。皆様いかがでしょうか。

**(全委員)**

はい。

**(課長)**

それでは会長におきましては、恐れ入りますが、前の方の会長席にご移動をお願いしたいと思います。

専任早々大変恐縮なのですけれども、就任にあたりまして会長様、副会長様より簡単で結構でございますので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**(会長)**

ただ今会長を拝命させていただきました阿久津と申します。この会議自体初めて出席ということもありまして、わからないところも多々あるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

**(副会長)**

民生委員・児童委員の方で子ども・子育てだとかに関わっております、よろしくお願いいたします。

**7. 議事**

**(課長)**

ありがとうございます。

それでは議事の方を進めて参りたいと思います。

なお、本日の会議につきましては、8名の委員のうち7名のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを報告いたします。また、この後の会議の進行につきましては、阿久津会長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**(会長)**

それでは早速ですけれども、議事の方に入って参りたいと思います。

まず初めに7の議事の(1)子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について事務局

から説明をお願いいたします。

### **(事務局)**

それではまず子ども・子育て支援事業計画につきまして若干ですがご説明した後に、点検・評価と進んでいきたいと思えます。

黄色い冊子になっております「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の20ページをお開きください。

施策の展開というところですが、こちらではまず、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう提供区域というものを市内全域と設定しまして、さらに22ページ、量の見込及び提供体制の確保内容と実施時期ということで、これ以下のページに各施策の展開が掲載されております。これらの施策を中心に、提供体制の確保について、実施に向けての取り組みについてなど、事業評価を行いながら計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

それでは議案1の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び点検・評価ですが、まず点検・評価についての考え方を説明いたします。

1. 基本的な考え方ですが、砂川市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価結果に基づき、適宜事業計画の見直しを行います。

PLAN（計画）→DO（計画掲載事業の実施）→CHECK（点検・評価）→ACTION（事業の継続または見直し）というPDCAサイクルに基づき、各事業を計画の趣旨に照らし、より意義や価値の高いものにしていきます。

2. 点検・評価の実施主体についてですが、砂川市子ども・子育て支援事業計画の策定主体は、砂川市であることから、市による内部点検・評価を基本としますが、点検・評価の過程を開かれたものとするため、「砂川市子ども・子育て会議」に点検・評価内容を提示し、意見を聴取のうえ決定します。今回お示ししましたのは内部点検・評価の結果でございますので、これでよいかどうかを本会議で決定していただきます。

3. 点検・評価の対象事業ですが、点検・評価は、事業の実績や利用状況等に基づき定量的に判断する必要があることから、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容と時期」に記載の事業のうち、「量の見込み」および「確保の方策」が設定されている事業について行うものとします。計画書の27ページから35ページになります。

4. 点検の方法ですが、点検・評価の方法項目は

- ・ 具体的な取り組みと実施の状況（利用者数・従事者数など）
- ・ 事業の結果・成果
- ・ 次年度へ向けての課題や実施の方向性としております。

5. 点検に基づく評価基準は、

- ・ A：計画どおりに進捗している

- ・ B：課題はあるが前進している
- ・ C：計画を下回る
- ・ N：事業の実施なしとしております。

それでは早速ですが、砂川市子ども・子育て支援事業計画点検・評価管理票に沿って市による内部点検・評価結果をご説明します。

### ～資料1各事業（1）～（11）について資料に沿って説明～

#### （会長）

ただ今事務局より計画事業の事業評価について説明ございましたけれども、ご質問ありますでしょうか。

#### （課長補佐）

よろしいですか。前回の任期から引き続いてご参画いただいている委員さんにつきましては、昨年私長々と時間を使って事業内容のご説明をさせていただいたので、ある程度今の説明と事業内容をイメージしながらお聞きいただけたのかなと思います。が、新たに今回就任された委員さんにとっては、説明を聞いても何がなんだかイメージができないというところだと思うのですが、先程ページ数も事業評価書の右上に書いてあるのですが、27ページから35ページまで今説明した内容がずらっと書いてあります。このお手元の事業評価書には書いてなくて、計画書に書いてあることっていうのは、何処で実施しているかが実は計画書に書いてあったりします。一時保育の関係で、保育所型・幼稚園型、幼稚園でも一時預かりやっているし、保育所でも一時保育やっていると考えたら委員さんはイメージしやすいかなという風に思いますし、放課後児童健全育成事業となると、学童保育所のことなので、委員さんはイメージしやすくなる。それぞれの立場で子育てに関する団体を代表して皆さん参画しているので、まず自分のイメージしやすいところから計画書を読んでいただくと、後々理解が進むのかなというところがあります。今（1）から（11）まで説明させていただきましたけれど、これは国の方で必ずやりなさいということで、全国津々浦々の市町村で行っている事業が今説明した事業です。最低限この事業について事業評価しなさいということなので、実績を加味してAからNまで私どもで評価させていただきました。できている、できていないをそれで皆さんご理解くださいというのがまず一つ。計画書の83ページ開いていただくと、一番最後に⑤環境有害物質対策、119循環型社会の形成とあると思います。119というのは、子育て支援に関する事で砂川市が実施している事業を全部この計画書に盛り込んであります。一番最後が119ということは、119事業実は盛り込んであるということです。循環型社会の形成ってなると思うのですが、子どもが住みよい環境を作っていくことに繋がるので載せているというこ

となので、子ども・子育てに関するものは全てこの計画書に載っているということです、今の11事業に限らず計画書の後段に関連する事業を載せてありますので、そういった部分も併せて参考までにお読み取りいただければよろしいのかなと思いますのでよろしくお願いたします。補足させていただきました。

#### **(会長)**

ただ今補足で黄色い冊子についても見方といいますか、説明ございました。その部分も加味して、先程説明していただきました。何かせつかくの機会ですので。ちょっと聞いてみたいという方いらっしゃいますでしょうか。

#### **(委員)**

ちょっと質問なのですが、去年から始まった病児病後児保育事業についてですが、利用する際にこんなに手続きがあるのかという気がするのですよね。具合も悪くて、あっち行ってこっち行ってようやくなのという感じもする。こういう声は出てはいないですか。

#### **(課長)**

利用者・登録者のアンケートがございまして、始まったばかりの事業ですので、色々課題があると思うのですが、やはり委員さんのおっしゃられたとおり手続き的な部分がちょっとネックになっているのかなという声も確かに頂戴しております。一方で病児病後児保育施設という特殊な施設であることから、通常の保育所と一緒に受け入れができないものですから、お子さんが病気の状態で、重たい感染症であれば問題がありますし、病中病後という部分で発熱の状態ですとか、いわゆる危険性、リスク回避という部分で一定のラインというのは無ければならない、これぐらいの状態であればお預かりできますよとか、学校にはまだ行かせられないのだけれどとか、保育所には預けられないという部分で、セーフティラインとしてやっている部分もありますので、簡素化するとそれだけリスクが高まってしまつてということで、定義が難しいところでもあります。ただ、そういった声もお聞きしていく中で、なるべく簡素化できるように例えばドクターの意見・見解を聞いてからのお預かりになるのですけれど、その手続きとかも先だってドクターと協議いたしまして、簡素化できないか或いはもっとわかりやすくなるか、ちょっとづつではありますが改善はしていこうと、平成28年度の途中でオープンしたばかりの施設なものですから近隣でも設置しているところは少ないというところでもございまして、病院の中に病児病後児保育施設があるという極めて良い意味で特殊な環境にあるものですから、そういったお声もお聞きしながら、セーフティラインとして崩せないところもあるのですけれども、その中でもなるべく利用しやすいように、逐一改善を図っていくところではございます。

やはりお父さんお母さんが通勤する前に忙しくバタバタしている中で、お手間なのは重々承知しておりますので、改善していきたいと思っています。



**(委員)**

私達にしてみたら凄くありがたい施設なので、できればできるだけ本当にすんなり利用できるようになってくれればなと思いますので。

**(会長)**

その他はいかがでしょうか。なかなかこの短い時間の中で冊子を見ながら、評価を見ながらというのは難しいのですが、もしこの後も何か質問等あれば直接聞いてもよろしいのでしょうか。それでは事業評価については、皆様の意見をいただいた上で、このとおり決定いたしますが、よろしいでしょうか。

**(課長)**

はい。

**(会長)**

では、もし何か気になる場所ですとか、黄色い冊子を見ていただいて何かここどうなのだろうというのがありましたら、電話をしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは事業評価につきましてはこのとおり決定いたしますということでよろしいでしょうか。評価に関わってですが、よろしいですか。

**(全委員)**

はい

**(会長)**

それでは続きまして(2)の「子ども・子育て支援事業計画の一部変更について」事務局のほうから説明をお願いいたします。

**(事務局)**

それでは議案2番目の「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況及び計画の一部変更について」ご説明させていただきます。

市町村の子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成26年に内閣府より「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」という計画に関する基本指針が出されておまして、その中で計画期間の中間年を目安に、実態と計画に乖離がある場合には、計画の見直しを行うこととされております。計画期間が平成27年から31年ということで、中間年に当たる平成29年度に見直しを行うよう道から

指示があったことによる計画の一部変更になります。

そもそも本計画は、人口推計とニーズ調査で得た数値をもとに国が示した計算式にあてはめ見込み量を推計しております。平成27年度・28年度の児童の推計人口と実態は10数名程度の差でありますので、推計人口を元に算出している地域子ども・子育て支援事業については計画の見直しは行わないこととしております。

今回変更しますのは、計画書の23ページ、教育・保育の量の見込みの②の2号認定、3歳以上の保育所の利用希望になります。平成29年度の利用定員総数が114人で、学校教育の利用希望32人、上記以外82人となっておりますが、その中で保育所の利用をされる上記以外の人数ですが、29年度の実績値の見込みが143人と61人の差となっており、非常に乖離幅が大きくなっておりますので、これに合わせまして、30年、31年度の計画についてもそれぞれの値に61人を加えた、143人、142人とするところであります。なお、過不足にマイナスが出ておりますが、他市への広域入所や院内保育等もありますので、実際に待機児童は出ていない状況であります。

計画と実績値の差の要因については、砂川市が実施しております、多子軽減補助金等子育て支援策の充実により、保育所に子どもを預け就労する世帯を、計画策定当時の国のワークシートにより算出した見込み量が想定していないことによるものではないかと思っておりますので、今回実績に基づき変更することとしたいと思っておりますので、本会議でご承認いただければと思います。

#### **(会長)**

ただ今事務局より、人数の変更という形での説明がございました。これに関わってご質問等ございますでしょうか。

#### **(課長補佐)**

今ほどご説明したとおり、多子軽減、お子さんがたくさんいらっしゃる世帯に対して保育料を軽減しますよという施策を、国に先んじて砂川市はやってきた。国の想定どおりに行かなかった部分は安くしたので利用しやすくなったので、入所されるお子さんの数が増えたという側面もあると思うのですという分析を今ほどご説明をさせていただきましたが、一方では働いて経済的に、世帯の収入を増やさなければならないと、お子さんを預けなければならないと、働きに出るお母さん達も増えてきたという見方もできる。両方あるかと思えます。ただ数字だけではそこまでの分析はできないのですけれども、そういった側面が影響しているのかなという風に私共は受け止めているところです。

#### **(委員)**

実数ではなくて、利用見込みの数ですね

**(課長補佐)**

はい。実数をもって数字を直しなさいということなので、今ほど29年度の数字が143と増えたので、30年度以降もその数値をもって修正をさせていただくと、82人のままだとちょっと過少な数字になってしまうということで修正させていただきたいということです。

**(委員)**

この数に増やしていっても、砂川市としては保育園の定員は超えないと。

**(課長補佐)**

そうですね、マイナスということは足りないということで、受け入れるパイが少ないということなのですが、他市への広域入所ですとか、院内保育という部分で受け入れる実態としてはありますので、実際は入りたいけど入れないということは生じないであろうという見込みを立てているということです。

**(会長)**

変更後は下の三角がついている数字のことを説明されたと思います。三角の部分はマイナスなのですが、あくまでも見込みであるという部分であるということ。それと、待機児童にはならないであろうという補足があるということだそうでございます。何か他に聞いてみたいことはございませんでしょうか。

**(会長)**

それでは計画の一部変更について、このとおり承認としてよろしいでしょうか。

**(会長)**

それでは事務局の提案どおり承認といたします。ではその次です。(3)の「平成30年度における砂川市の子育て支援策について」ということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**(事務局)**

平成30年度における砂川市の児童福祉部門における子育てに関する新規事業についてご説明いたします。

まず1番目としましては、乳児おむつ無料クーポン券支給事業でございます。子育て世帯の経済的負担軽減と、関係機関と保護者との関係構築によりより安心して子育てができる環境づくりを目的に、市に登録した取扱店で、紙おむつや布おむつ、おしり拭きなどを購入できる「乳児おむつ無料クーポン券」を、1歳未満の乳児がいる世帯に、乳

児1人につき月額4,000円分のクーポン券を12ヶ月分支給します。クーポン券の額は1,000円ですので、全部で48枚を支給します。

原則、ふれあいセンターで実施している乳児家庭全戸訪問事業の際にお渡しします。

なお、新規事業になりますので、経過措置として平成29年5月から平成30年3月生まれの児童保護者についても1歳の誕生日が属する月の前月分までのクーポン券を支給します。

続きまして2番目としまして、ふしぎの森利用料無料クーポン券支給事業でございます。子育て世帯が抱える経済的な不安や負担、子どもとの時間を十分に持てないという悩みに対し、高校生以上が有料となる北海道子どもの国の「ふしぎの森」の利用料500円（10月以降は300円）を無料化することにより、子育て世代が抱える経済的負担を軽減し、かつ親子と一緒に過ごす機会を促進することで、豊かな感性と情緒を育む子育てを支援することを目的に本事業を実施します。

対象は市内に居住する小学生以下の児童と生計を同じくする保護者とし、1世帯当たり10枚を支給します。

この10枚の根拠ですが、ゴールデンウイークに1回、夏休みに2回、秋の行楽シーズンに2回の年間5回を子どもと大人2人で行くことを想定いたしました。また、年度途中に転入した世帯についても、閉園までの月数に応じて支給いたします。

最後に3番目としまして、ファミリーサポートセンターの傷害保険料を無償化いたします。これにつきましては、ファミリーサポートセンターの利用を促進するため、依頼会員が登録の際に自己負担が発生していた傷害保険料について、個人加入の保険から、団体で加入する保険に変更し、市で保険料を負担することで、会員登録を容易にし、利用促進を図ります。

ファミリーサポートセンターについては、使わなければ保険料が無駄になるということで、今までは実際に使うときでなければ会員登録をしないという方がほとんどでありましたが、登録に係る費用を無料にすることで、気軽に登録でき、利用しやすくすることを目的としています。また、今年度より実施しています1歳6ヶ月児を対象としたお試しクーポン配付事業との相乗効果も期待しております。

以上が平成30年度の児童福祉部門における砂川市の子育てに関する新規事業でございます。

#### **(市民部長)**

資料はありませんが、ふれあいセンター関連で申しますとあと数点ございまして、フッ素塗布で、1回につき700円の自己負担を頂戴しているところです。こちらにつきましては、フッ化物洗口が数年前から保育所から始まりまして、今小学校6年生まで、それも無料ということで、フッ素塗布につきましても30年度から無償化にすることとしております。

もうひとつ、妊婦さんの歯科検診につきましても、妊娠中に1回ではありますが、市内の歯科医院さんで無償で歯科検診をすることができるというような仕組みを作ろうということでございます。保健師の話によると妊婦さんの歯周疾患が子どもに及ぼす影響というものもあると。また、ご自身妊娠中何かと口腔内の衛生状態が悪くなりがちだということもありますので、そういった部分を手当をするために、歯科検診を無償化するというところでございます。

またもう1点言わせていただきたいのですけれど、29年度から一義的にはがん対策という位置づけになるのですけれども、ピロリ菌の健診を中学2年生に対して実施し始めました。29年度からがん対策推進条例ということで、砂川市も本格的にがん対策に乗り出すこととしております。その一段目の施策としまして、ピロリ菌、子どもに対するピロリ菌ということで、初年度につきましては中学校2年生プラス3年生も対象に行いました。一次健診が学校健診に併せて行いまして、そこで陽性が出れば2次健診が市内の病院で、そこでも陽性が出れば除菌まで無償で実施するというような事業でございます。初年度につきましては、すみません手元に詳しい資料が無くて記憶も定かでは無いのですけれども、除菌まで行った子どもさんが5、6人はいたはずなのです。がんの原因ということでは、子宮頸がんと胃がんの原因はウイルス、細菌、ということがわかっているということで、ピロリ菌の検査・除菌をすることによってほぼ100%近い確率で、子どもの内に除菌すればほぼ100%に近い確率で胃がんになる可能性は無くなるというような専門家のお話をいただいているところでございますので、30年度ということではありませんが、30年度は2年目になりますけれどもPRさせていただきたいと思っております。

また、皆さんから子ども・子育てに関する提案・提言と言いますか、必要な事柄がございましたら、ご意見お寄せいただきたいと思っております。

#### **(会長)**

ありがとうございます。プリントはありませんがということですが、3点ほど説明がありました。それも含めて何かございますでしょうか。質疑等ございますか。よろしいですか。

## **6. その他**

#### **(会長)**

それでは議事については終わりましたけれども、最後にその他ですが、事務局から何かございますでしょうか

#### **(事務局)**

委員報酬について、委員の皆さんには、本会議に出席していただくことによりまして、日額4,800円の委員報酬と自宅からの距離に合わせてでありますけれども、費用弁償

として旅費を支給させていただきます。支払いにつきましては、ご指定の銀行口座に振り込みいたしますので、ご了解ください。以上です。

**(会長)**

それでは全体を通して皆様から何かございますでしょうか。

**(全委員)**

なし。

**(会長)**

なければ以上をもちまして、会議を終了させていただきます。皆様お疲れ様でございました。

◎閉 会 16時30分